

○三好市ふるさと創生事業補助金交付要綱

令和3年2月1日

告示第8号

改正 令和4年3月30日告示第15号

(目的)

第1条 この告示は、三好市まち・ひと・しごと総合戦略(以下「総合戦略」という。)に基づき、地域の課題解決及び地域の活性化を図るため、市民が自主的かつ主体的に実施する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、三好市補助金交付規則(平成18年三好市規則第45号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす個人又は団体とする。

- (1) 個人にあつては、市内に住所を有する者であること。団体にあつては市内に事業所を有し、かつ、代表者が市内に住所を有する者であること。
- (2) 主として市内で事業を行っていること又は今後市内で事業を行う計画があること。
- (3) 公共の利益に反する事業を行う者でないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、総合戦略における戦略目標を実現するためのプロジェクトの推進につながる事業とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域課題を解決するための事業
- (2) 地域資源を活用した地域の活性化につながる事業
- (3) 新しい視点で地域の魅力を創出する事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は補助金の交付対象としない。

- (1) 単に物品の購入を目的とする事業
- (2) 個人給付等の補助的な事業
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (4) 同一年度に、この要綱以外の制度等による補助、委託等の資金を受けている事業
- (5) 過去に本補助金及び三好市元気なまちづくり奨励金又は他の補助金等の交付を受けた事

業と内容が同一と見なされる事業

- (6) 過去に本補助金の交付申請を行い、不交付を決定された事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業
(補助対象経費及び交付回数)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条の事業実施に要する経費として別表に定めるものとし、補助額は30万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 経常的な運営に係る経費
- (2) 謝礼金又は人件費(外部講師及び専門家等への謝礼金を除く。)
- (3) 食糧費及び飲食に関連する経費
- (4) 不動産の購入及び補償に係る経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費

3 補助金の交付回数は、1会計年度において1事業に対して1回とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、三好市ふるさと創生事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 三好市ふるさと創生事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業内容が分かるもの(見積書、位置図、写真等)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第6条 補助金交付の適否及び額の審査は、副市長、企画財政部長及び地方創生推進課長が行い、市長に報告するものとする。

2 補助金交付の審査基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公共性及び公益性を有する事業であること。
- (2) 事業計画及び予算計画に実現性があること。
- (3) 新規性又は発展性があり、他の事業のモデルとして期待される事業であること。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の報告により補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付

を決定し、三好市ふるさと創生事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定をしない場合)

第8条 市長は、第6条の報告により補助金を交付することが不相当と認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の不交付を決定し、三好市ふるさと創生事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 前2号に規定する者と密接な関係を有する者
- (4) 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 第2条又は第3条の要件を満たさない者

(事業の変更等)

第9条 第7条の通知を受けた申請者(以下「補助対象者」という。)は、第5条の規定により提出した申請の中止又は補助金の交付決定の通知を受けた内容から次の各号に掲げる変更があるときは、三好市ふるさと創生事業変更・中止申請書(様式第5号)に三好市ふるさと創生事業変更・中止計画書(様式第6号)を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の変更で補助金額に変更を及ぼすとき。
- (2) 各補助対象経費の20パーセント以上の増減があるとき。
- (3) 事業内容に重要な変更があるとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し変更又は中止を承認するときは、三好市ふるさと創生事業変更・中止決定通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助対象事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は交付の決定を受けた日が属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに、三好市ふるさと創生事業実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 三好市ふるさと創生事業実績書(様式第9号)
- (2) 実績内容が分かるもの(請求書、領収書、契約書、写真等)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の提出があったときは、その内容を審査し補助金の額を確定し、三好市ふるさと創生事業補助金交付額確定通知書(様式第10号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 補助対象者は、補助金の交付を請求しようとするときは、三好市ふるさと創生事業補助金請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは速やかに補助金を交付するものとする。

(概算払)

第13条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助対象者に対し補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとする補助対象者は、三好市ふるさと創生事業補助金請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により補助金の概算払を受けた補助対象者は、収支精算後に残高が生じた場合、残金をすべて市へ返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を求めることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第10条の規定による実績報告書を提出しないとき。

(3) その他この告示の趣旨に著しく反する行為が認められたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、三好市ふるさと創生事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により、補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を求めるときは、三好市ふるさと創生事業補助金返還命令書(様式第13号)により、補助対象者に命ずるものとする。

(書類の保管)

第15条 補助対象者は、事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を、事業が完了した

年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(三好市元気なまちづくり奨励金事業実施要綱の廃止)

2 三好市元気なまちづくり奨励金事業実施要綱(平成19年三好市告示第42号)は、廃止する。

附 則(令和4年3月30日告示第15号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費

項目	内容	備考
報償費	外部講師、専門家に対する謝礼等	
旅費	外部講師、専門家に対する交通費及び宿泊費(実費)	
需用費	事業に不可欠な消耗品費、燃料費等	
役務費	事業実施に必要な郵便料、送料、情報通信費、運搬費、電話代、保険料、手数料等	
委託料	専門的な技術、知識等を要する場合における委託料	
使用料及び 賃借料	施設及び物品使用料、車両及び機械等の借上料 事業所等賃借料(事業に不可欠な場合)	
原材料費	事業実施に必要な原材料費	
備品購入費	購入することで、今後の継続・自立した活動につながると認められるもの	全体事業費の50%以内とする
その他市長が 適当と認める 経費		